

小学校統合準備に係る説明会

と き 令和4年5月31日(火)
午後6時30分～

ところ 田村市役所 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 説 明

(1) 統合(令和5年3月末)までの工程について(資料2)

(2) 統合準備委員会について(資料3・資料4)

4 その他

5 閉 会

田村市教育委員会

小学校統合準備に係る説明会 出席者名簿

(敬称略)

役 職 名	氏 名	備 考
船引小学校		
船引地区代表区長	和田 正 明	小沢区長
文珠地区代表区長	橋本 喜 一	春山二区長
P T A 会 長	渡辺 隆 治	
学 校 長	安生 昌 弘	
要田小学校		
要田(船引)地区代表区長	儀 同 照 栄	要田区長
要田(三春)地区代表区長	門 馬 武 弘	
P T A 会 長	鈴木 淳	
学 校 長	大内 順 一	
美山小学校		
美山地区代表区長	佐藤 篤 恵	長外路区長
P T A 会 長	小石澤 和 美	
学 校 長	高橋 政 喜	
瀬川小学校		
瀬川地区代表区長	志田 一 男	石沢区長
P T A 会 長	吉田 徳 一	
学 校 長	安瀬 一 正	
緑小学校		
移地区代表区長	松本 伊勢夫	上移区長
P T A 会 長	宗像 祝 治	
学 校 長	坂内 浩 一	緑幼稚園長兼務
船引南小学校		
七郷地区代表区長	橋本 啓 司	永谷区長
P T A 会 長	松崎 勝 弘	代理 佐藤芳一PTA副会長
学 校 長	平野 美 和	船引南幼稚園長兼務
芦沢小学校		
芦沢地区代表区長	佐藤 光 栄	芦沢南区長
P T A 会 長	村上 徹	
学 校 長	鈴木 敏 夫	芦沢幼稚園長兼務

役 職 名	氏 名	備 考
教育委員会事務局		
教 育 長	飯 村 新 市	
教 育 部 長	石 井 敏 夫	
教育総務課		
課 長	志 田 健 久	
課長補佐兼教育総務係長	助 川 勇 造	
教 育 施 設 係 長	根 本 一 広	
主 査	渡 邊 誠	
主 査	坪 井 真 里 子	
主 事	富 塚 篤 志	
主 事	宗 像 亜 優 美	
学校教育課		
参 事 兼 課 長	菅 野 学	
管理主事兼課長補佐 兼 指 導 管 理 係 長	小 松 信 哉	
指 導 主 事	宗 像 克 博	
指 導 主 事	根 本 賢 一	

船引地域小学校の適正規模・適正配置について

【提言概要】

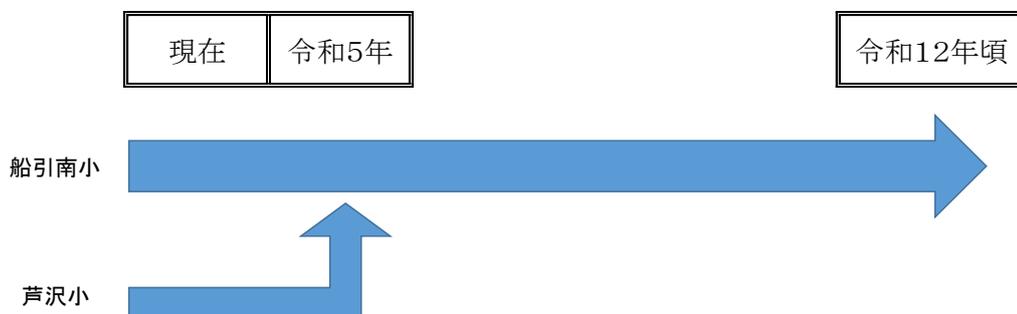
○田村市の小学校の適正規模・適正配置を考える視点

<田村スタンダード>

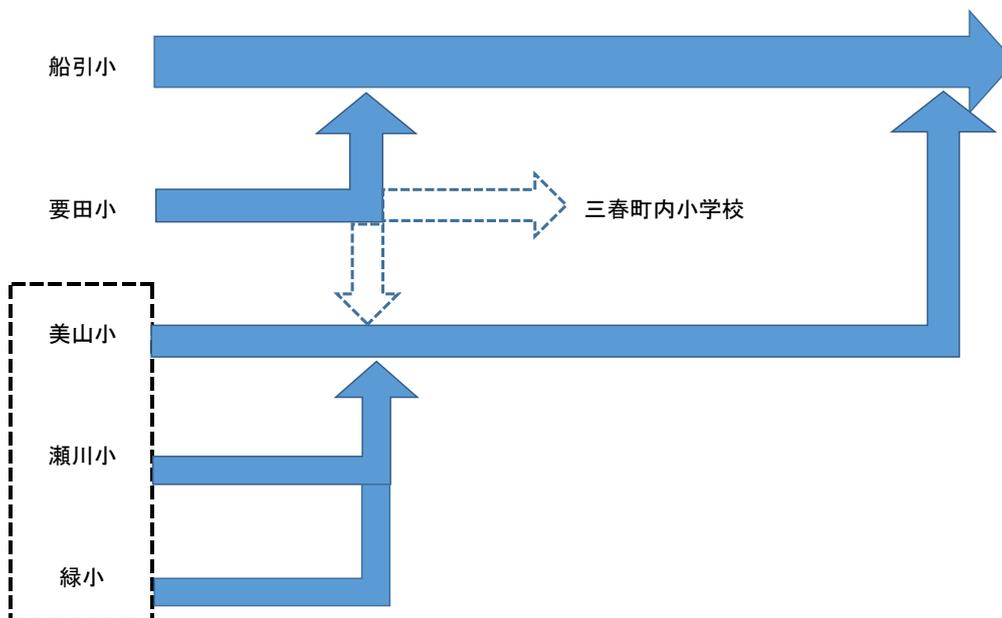
- 1 複式を生まない学級規模
- 2 学年4学級以下の学校
- 3 通学時間は、スクールバスを利用しても1時間以内

○船引地域小学校適正規模・適正配置イメージ図

〔南ブロック〕



〔北ブロック〕



- ① 芦沢小を船引南小へ統合し、同時に船引南中と5-4制小中一貫教育をスタートする。
- ② 要田小は、船引小へ統合する。三春町在住の児童は、三春町内の小学校へ編入する。
- ③ 美山小に瀬川小、緑小を統合し、令和10年以降の児童数の推移から、令和12年頃に船引小への統合を行う。
- ④ 統合準備は、準備委員会を立ち上げ、2年程度前から各学校区で行う。
- ⑤ 受け入れ側は、合同イベントや合同授業の準備を行う。
- ⑥ 小中一貫の教育課程や教科担任制の促進については、中学校が積極的に関わる。

統合(令和5年3月末)までの工程

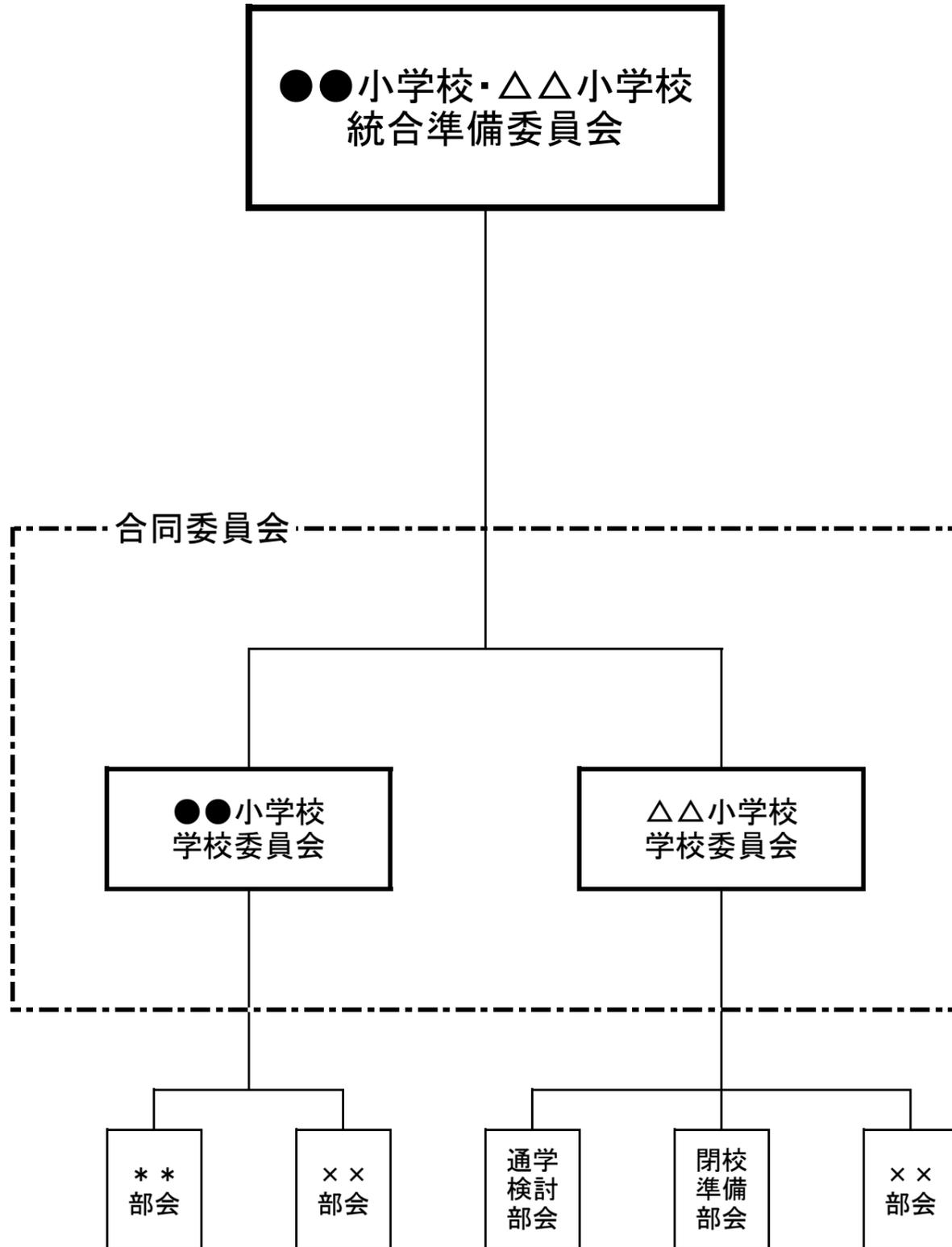
2022年(令和4年)5月
田村市教育委員会

資料2

区分	項目	内容	令和3年度			令和4年度												令和5年度		備考			
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月				
各校	統合同意	統合同意書		提出																			
統合校毎	準備委員会	統合準備委員会(統合校ごと)					説明会	設立総会						中間報告				最終報告		令和5年3月末 自然解散			
学校委員会 / 合同委員会	学校生活	校名、校歌、校章、校旗、校訓等の調整																					
		ジャージその他指定学用品の調整																					
		PTA主催行事、めだかの学校等の調整																					
	PTA組織	①組織の検討																					
		②会則、運営計画、会費等の検討																					
③役員の選出																							
④総会の準備、開催																				開催			
通学検討部会	通学路	①通学路の選定																					
		②通学路の安全対策																					
	スクールバス	①運行経路の検討																					
		②バス停の検討																					
③運行表の検討																				運行開始			
閉校準備部会	閉校記念誌	閉校記念誌の編集計画の検討(発行有無)																					
		閉校記念誌の編集と完成、発行																			発行		
	閉校懇親会	閉校懇親会の企画検討(開催有無)																					
		閉校懇親会の準備と開催																				開催	
学校・教育委員会	各種手続き等	教育活動の交流・教育課程編成																			学校、教委		
		備品の確認・購入、施設整備																				学校、教委	
		スクールバスの新規購入																					
		条例改正・県との調整																					条例改正・県協議 廃止届
		引越作業																					PTA、学校、 教委
		卒業式・閉校式・閉校懇親会																					
		新・小学校入学式																					入学式

※組織 ①統合準備委員会 — ②学校委員会※ — ③各部会 ※合同委員会:関係する学校委員会による合同会議

※学校委員会に置かれる部会(例) ①通学検討部会(通学路・スクールバス)、②閉校準備部会(閉校記念誌・閉校懇親会) ③その他(名称や組織は各校で検討し設置)



- 統合準備委員会** … 学校統合に関する最高決定機関（事務局：教育委員会）

構成メンバー（例）

 - ・代表区長
 - ・小学校PTA正副会長
 - ・幼稚園保護者会長
 - ・同窓会長（なければ相当者）
 - ・学校運営協議会正副会長
 - ・小学校前PTA会長
 - ・幼稚園前保護者会長
 - ・その他必要と認めた者
 - ・オブザーバーとして地元市議
 - ・アドバイザーとして学校長

- 合同委員会** … 統合関係の学校どうしが合同で審議・調整する機関（校名や校歌、ジャージ、PTA組織 など）

構成メンバー

 - ・学校委員会正副委員長
 - ・学校長

- 学校委員会** … 学校統合に関する具体的な審議をする機関

構成メンバー（例）

 - ・委員長：PTA会長
 - ・副委員長（各部会長兼務）：PTA副会長等
 - ・委員：PTA役員、前PTA会長、同窓会役員
行政区長、ボランティアコーディネーター
幼稚園保護者、学校運営協議会委員、学校長 など

- 部会** … 学校統合に関する個別具体的な審議をする機関（通学検討・閉校準備など）

構成メンバー（例）

 - ・部会長：学校委員会副委員長（PTA副会長）
 - ・部会員：行政区正副区長、PTA（保護者）、同窓会役員
ボランティアコーディネーター、見守り隊
前PTA会長、幼稚園保護者、
学校運営協議会委員 など

【案】●●小学校・△△小学校統合準備委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、田村市立●●小学校及び△△小学校の円滑な統合に向けた諸課題を協議・検討するため、●●小学校・△△小学校統合準備委員会(以下「統合準備委員会」という。)を設置し、統合準備委員会の運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 統合準備委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 統合準備に関すること。
- (2) 通学対策に関すること。
- (3) P T Aの統合及び運営に関すること。
- (4) 閉校に関すること。
- (5) その他、統合に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 統合準備委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 代表区長
- (2) 小学校P T A正副会長
- (3) 幼稚園保護者会長
- (4) 小学校同窓会長
- (5) 学校運営協議会正副会長
- (6) 小学校P T A前会長
- (7) 幼稚園前保護者会長
- (8) その他、委員会が必要と認めた者

2 委員会に地元市議をオブザーバーとして、学校長をアドバイザーとして置き、必要に応じて助言を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、当初の目的が達成されるまでとする。

(役員)

第5条 統合準備委員会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代理する。

(会議)

第7条 統合準備委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(学校委員会及び部会)

第8条 統合準備委員会内に各学校委員会を置き、統合準備委員会が指定した事項を審議する。

- 2 学校委員会内に必要な部会を置き、学校委員会が指定した事項を審議する。
- 3 学校委員会及び部会には、必要な役員を置く。

(合同委員会)

第9条 前条第1項において、合同で審議する必要がある事項、学校委員会間で調整を要する事項等を審議する場合には、各学校委員会の合同による会議（以下「合同委員会」という。）を開催するものとする。

- 2 合同委員会の委員は、各学校委員会の委員長、副委員長2人及び学校長で構成する。

(事務局)

第10条 統合準備委員会の事務局は、教育総務課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和4年6月 日から施行する。